

証券コード 3352
平成29年6月8日

株 主 各 位

埼玉県川口市本町四丁目1番8号
株式会社 バ ッ フ ァ ロ ー
代表取締役社長 坂 本 裕 二

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号
浦和ロイヤルパインズホテル 3階（プラチナルーム）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第35期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業
報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の
決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書用紙において、各議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱うこととさせていただきます。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面（委任状）とともに次の書面のいずれかの提出が必要となりますのでご了承

ください。

- ① 委任された株主様の議決権行使書用紙
- ② 代理権を証明する書面に押印された印鑑の印鑑証明書
- ③ 委任された株主様のパスポート、運転免許証、若しくは各種健康保険証の写しその他の本人確認資料

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.buffalo.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、英国のEU離脱問題による欧州の不安定化や米国新政権の政策動向に対する懸念などにより海外情勢は不透明感を高めましたが、国内景気は底堅い企業収益と良好な雇用環境の下支えにより緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、将来的な負担増に対しての消費者の節約志向は依然として強く、国内の個人消費は伸び悩む状況となっております。

国内の自動車関連消費につきましては、低迷が続いていた新車販売台数が回復傾向にあり、また地域によっては降雪による冬季商品の需要が伸びるなど、全体として緩やかな回復が見られました。

このような環境において当社は、平成28年11月3日に「オートバックス川越店」を新たにオープンし商圈の更なる拡大を図ってまいりました。お客様とのつながりをより強化するため接客・接客力の向上に努め、「メンテナンス会員」の会員数拡大に注力するとともに、成長性の高いピット・サービス工賃部門に重点を置き、迅速・廉価に車体を補修できる板金・塗装サービス「クイック・エコ・リペア」の拡販や、車検後の保証サービス「安心3つ星補償」などにより、競合他店との差別化と顧客囲い込みを推進してまいりました。

これらの取り組みにより、ピット・サービス工賃部門は前事業年度比3.2%増、オイル・バッテリー部門は同4.1%増となりましたが、一方で、自動車部門は同23.3%減、カースポーツ部門は同6.5%減となりました。

なお、中期施策として固定顧客化による安定的な収益確保と自動車事故時の修理サービス等への相乗効果を図るべく、継続して取り組みを行っている自動車保険代理店事業につきましては、手数料収益が順調に伸長し業績に寄与しております。

以上の結果、当事業年度の業績は売上高8,556,275千円（前事業年度比0.5%減）、営業利益183,592千円（同160.9%増）、経常利益236,689千円（同63.7%増）となりましたが、減損損失249,700千円の計上を行ったことにより、当期純損失17,435千円（前事業年度は当期純利益73,288千円）となりました。

商品別の売上高は次のとおりであります。

| 品 目        | 第 34 期<br>(平成28年3月期) |              | 第 35 期<br>(平成29年3月期)<br>(当事業年度) |              | 前事業<br>年度比<br>(%) |
|------------|----------------------|--------------|---------------------------------|--------------|-------------------|
|            | 金 額<br>(千円)          | 構 成 比<br>(%) | 金 額<br>(千円)                     | 構 成 比<br>(%) |                   |
| ピット・サービス工賃 | 2,318,760            | 27.0         | 2,392,116                       | 28.0         | 3.2               |
| タイヤ・ホイール   | 1,955,136            | 22.7         | 1,941,720                       | 22.7         | △0.7              |
| 車内用品・車外用品  | 1,263,813            | 14.7         | 1,276,861                       | 14.9         | 1.0               |
| カーエレクトロニクス | 1,271,698            | 14.8         | 1,266,651                       | 14.8         | △0.4              |
| オイル・バッテリー  | 672,233              | 7.8          | 699,683                         | 8.2          | 4.1               |
| カースポーツ     | 566,688              | 6.6          | 530,039                         | 6.2          | △6.5              |
| 自動車        | 454,472              | 5.3          | 348,462                         | 4.1          | △23.3             |
| その他        | 98,330               | 1.1          | 100,741                         | 1.2          | 2.5               |
| 合 計        | 8,601,133            | 100.0        | 8,556,275                       | 100.0        | △0.5              |

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## ② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は561,609千円で、その主な内容は、平成28年11月に新規出店したオートバックス川越店に伴う建物等483,926千円、土地44,298千円であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

オートバックス川越店の新規出店に伴う設備資金として、金融機関より長期借入金として400,000千円の調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                         | 第 32 期<br>(平成26年3月期) | 第 33 期<br>(平成27年3月期) | 第 34 期<br>(平成28年3月期) | 第 35 期<br>(平成29年3月期)<br>(当事業年度) |
|---------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                  | 8,762,520            | 8,525,792            | 8,601,133            | 8,556,275                       |
| 経 常 利 益 (千円)                                | 377,344              | 171,091              | 144,546              | 236,689                         |
| 当期純利益又は当期<br>純 損 失 ( △ ) (千円)               | 225,078              | 81,129               | 73,288               | △17,435                         |
| 1株当たり当期純利<br>益又は1株当たり当<br>期 純 損 失 ( △ ) (円) | 109.18               | 39.35                | 35.55                | △8.46                           |
| 総 資 産 (千円)                                  | 6,343,235            | 5,967,271            | 6,043,942            | 6,211,734                       |
| 純 資 産 (千円)                                  | 4,407,817            | 4,427,387            | 4,438,844            | 4,359,306                       |

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 平成25年10月1日を効力発生日として、1株につき100株の株式分割を行いました。第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他の重要な企業結合の状況

(株)オートバックスセブンが当社の議決権の24.2%を保有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

### (4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、国内では政府の積極的な経済政策による景気の底上げと雇用環境の改善により、緩やかな景気回復が持続するものと推測されますが、欧州の政情不安や米国新政権の保護主義に対する懸念等により海外情勢の先行きには不確実な要素が存在しております。

カー用品市場におきましては、自動車保有台数の減少や若年層の車離れ等により縮小傾向が継続しており、また、ネット事業者をはじめとした異業種の参入により価格競争の激化が見込まれるなど、事業環境は引き続き厳しい状況が続くものと予想しております。

当社としましては引き続き経済情勢、個人消費動向、競合他社動向等、経営環境に十分注意を払いながら、新規出店を軸とした将来的な成長戦略を踏まえた上で、現状の厳しい局面を乗り切るために収益性の向上と財務体質の強化を図り、強固な経営基盤の構築を図るための施策を行ってまいります。

また、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた、当社に関連する法規制の確認・周知、遵守状況の監視等についても継続して行ってまいります。

具体的には、下記項目に対処すべき課題と認識しております。

- ① 人材の育成及び接遇・接客力の向上
- ② 車検・整備、板金・塗装によるピット・サービス事業の業容拡大
- ③ 顧客情報の管理と活用による集客力の向上
- ④ 自動車保険代理店事業の取組強化
- ⑤ 在庫管理の徹底及び在庫回転率の向上
- ⑥ 将来的な成長戦略に向けた内部統制の強化及び経営管理基盤の充実
- ⑦ コンプライアンス及びリスク管理等の強化・充実

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

自動車用品・部品・自動車の販売、用品部品の取り付け及び自動車の整備・車検業務

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

① 事業所

本社 埼玉県川口市本町四丁目1番8号

② 店舗

| 地域  | 所在地               | 店舗名               |
|-----|-------------------|-------------------|
| 埼玉県 | 川口市並木1-25-26      | オートバックス川口店        |
|     | さいたま市緑区大間木544     | オートバックス東浦和店       |
|     | さいたま市桜区下大久保1057   | オートバックス北浦和店       |
|     | 戸田市笹目6-23-2       | スーパーオートバックスTODA   |
|     | 桶川市大字坂田字目澤1709-1  | オートバックス桶川店        |
|     | 坂戸市八幡1-2-11       | オートバックス坂戸店        |
|     | 朝霞市膝折町2-13-55     | オートバックス254朝霞店     |
|     | さいたま市西区宮前町125-1   | スーパーオートバックス大宮バイパス |
|     | さいたま市岩槻区加倉3-11-18 | オートバックス岩槻加倉店      |
|     | 入間市宮寺2788-4       | オートバックス入間店        |
|     | 狭山市入間川2-26-14     | オートバックス狭山店        |
| 東京都 | 川越市大字小仙波620-2     | オートバックス川越店        |
|     | 板橋区小茂根2-21-7      | オートバックス環七板橋店      |
|     | 北区神谷3-58-4        | スーパーオートバックス環七王子神谷 |
|     | 練馬区高松6-35-1       | オートバックス練馬店        |
| 合 計 |                   | 15店舗              |

(注) オートバックス川越店は平成28年11月に新規出店いたしました。

(7) 使用人の状況（平成29年 3 月31日現在）

| 使 用 人 数    | 前事業年度末比増減  | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|------------|---------|-------------|
| 247(169) 名 | 10名増(14名減) | 38.2歳   | 9.1年        |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年 3 月31日現在）

| 借 入 先                 | 借 入 額     |
|-----------------------|-----------|
| (株) 三 井 住 友 銀 行       | 314,594千円 |
| (株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 156,724   |
| (株) み ず ほ 銀 行         | 96,484    |
| (株) 武 蔵 野 銀 行         | 4,810     |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、平成28年 6 月17日開催の第34期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

## 2. 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 6,800,000株  
 (2) 発行済株式の総数 2,061,600株  
 (3) 株主数 1,418名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                                      | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------------------------|----------|---------|
| (株) オートボックスセブン                                                             | 498,800株 | 24.2%   |
| 増 田 清 高                                                                    | 259,900  | 12.6    |
| 坂 本 裕 二                                                                    | 196,900  | 9.6     |
| 牛 田 恵 美 子                                                                  | 181,800  | 8.8     |
| BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) | 100,100  | 4.9     |
| バッファロー従業員持株会                                                               | 91,700   | 4.4     |
| 大 野 健 次                                                                    | 32,000   | 1.6     |
| 増 田 照 子                                                                    | 21,000   | 1.0     |
| 村 田 年 彦                                                                    | 18,700   | 0.9     |
| 松 井 証 券 (株)                                                                | 15,500   | 0.8     |

（注）持株比率は自己株式（137株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（平成29年3月31日現在）

| 会社における地位      | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                |
|---------------|-------|-----------------------------|
| 代表取締役社長       | 坂本裕二  | 執行役員営業本部長                   |
| 取締役           | 日下部直喜 | 執行役員管理本部長                   |
| 取締役           | 高山勇喜  | 執行役員経営企画室長兼管理本部総務部長         |
| 取締役           | 町田明   | 執行役員南エリア営業部長                |
| 取締役           | 牧野博章  | 執行役員北エリア営業部長                |
| 取締役（監査等委員・常勤） | 田村俊勝  |                             |
| 取締役（監査等委員）    | 井手秀博  | (株)オートボックスフィナンシャルサービス 取締役会長 |
| 取締役（監査等委員）    | 山口乾   |                             |

- (注) 1. 当社は、平成28年6月17日開催の第34期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、取締役井手秀博氏、監査役田村俊勝氏、花木博氏、松田貢氏の各氏は任期満了により退任し、このうち田村俊勝氏、井手秀博氏の両氏が監査等委員である取締役に就任しております。
2. 取締役（監査等委員）井手秀博氏及び山口乾氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員・常勤）田村俊勝氏は、アサヒ金属工業(株)の取締役経理部長の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役（監査等委員）井手秀博氏は、(株)オートボックスセブンの取締役経理部長、取締役常務、常勤監査役を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、取締役（監査等委員）山口乾氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、田村俊勝氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）山口乾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役井手秀博氏及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております（平成28年4月1日～平成28年6月17日）。当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております（平成28年6月17日～平成29年3月31日）。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                        | 員 数       | 報酬等の総額             |
|----------------------------|-----------|--------------------|
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 5名<br>(-) | 114,690千円<br>(-)   |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 2<br>(1)  | 5,400<br>(900)     |
| 監査役<br>（うち社外監査役）           | 3<br>(2)  | 2,100<br>(600)     |
| 合 計<br>（うち社外役員）            | 10<br>(3) | 122,190<br>(1,500) |

- (注) 1. 上記には、平成28年6月17日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名（うち社外監査役2名）を含めております。なお、平成28年6月17日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成19年6月26日開催の第25期定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年6月17日開催の第34期定時株主総会において年額135,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、平成28年6月17日開催の第34期定時株主総会において年額35,000千円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成15年6月10日開催の第21期定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役井手秀博氏は、当社のフランチャイズ本部である㈱オートバックスセブンの子会社㈱オートバックスフィナンシャルサービスの取締役を兼務しております。なお、当社と同社との間には設備のリース及びカー用品等のローン販売に関する取引関係があります。

#### ② 他の法人等の社外役員としての兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名     | 地 位                    | 出 席 状 況 及 び 発 言 状 況                                                                                                                                                                             |
|---------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 井 手 秀 博 | 取 締 役                  | 監査役会設置会社における取締役会4回全てに出席しました。経営者の視点から客観的な立場による当社の取締役会への助言・提言を行っております。                                                                                                                            |
|         | 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 監査等委員会設置会社移行後開催の取締役会13回全て、監査等委員会12回全てに出席しました。企業人として培われた豊富な知識と幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。<br>また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、客観的・中立的な立場から適宜、必要な発言を行っております。              |
| 山 口 乾   | 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 平成28年6月17日就任以降、当事業年度において開催された取締役会13回全て、監査等委員会12回全てに出席しました。企業人として培われた豊富な知識と幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。<br>また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、客観的・中立的な立場から適宜、必要な発言を行っております。 |
| 花 木 博   | 監 査 役                  | 監査役会設置会社における取締役会4回全て、監査役会4回全てに出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。<br>また、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について適時、必要な発言を行っております。                                              |
| 松 田 貢   | 監 査 役                  | 監査役会設置会社における取締役会4回全て、監査役会4回全てに出席しました。取締役会において、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。<br>また、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について適時、必要な発言を行っております。                                              |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

- |                                           |          |
|-------------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 21,000千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は内部統制システム整備のため、内部統制基本方針により体制を整備しております。なお、当社は平成28年6月17日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、平成28年6月17日の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を改定しており改定後の内容は以下のとおりであります。

### [内部統制システム構築の基本方針]

- ① 当社の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）による職務執行の監督機能を維持・向上するため、執行役員制度の採用による執行機能と監督機能の分離および独立性を考慮した社外取締役の継続的な選任を行う。
  - (2) 役員および従業員は、「バッファローコンプライアンス基本方針」、「株式会社バッファローコンプライアンスコード」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるとともに、担当執行役員を統括責任者として置き、その所轄下でコンプライアンスに係る全社的な管理を行う。
  - (3) 当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を順守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
  - (4) 「内部通告制度」に基づき、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を図る。
  - (5) 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査する。
  - (6) 内部監査部門は、内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。
  - (7) 反社会的勢力対策に係る規程等を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求の拒絶のための体制を整備する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスクおよびコンプライアンスに関する情報について、法令・定款および社

内規程等に基づき、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクの的確な把握・評価と適切なコントロールを行うリスクマネジメント体制に加え、重大事案が発生した場合における被害拡大防止や損害・損失の極小化を可能とする危機管理態勢を統合した、統合リスクマネジメント態勢を確立する。
- (2) 重大な危機が発生した場合には、危機管理に係る規程等に基づき、取締役管理本部長の進言により、原則として代表取締役社長が「経営危機対策本部」を設置し、自ら指揮を執り、迅速かつ適切な対応と早期復旧に努める。
- (3) 監査等委員会および内部監査部門は、統合リスクマネジメント態勢の実効性について監査する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会における議論の質の向上および迅速な意思決定を行うため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を適正な員数に保つ。
- (2) 取締役会は、経営の基本方針を策定し、方針に沿った事業戦略および諸施策の進捗状況等を定期的に検証する。
- (3) 取締役会は、取締役会が定める経営機構および業務分掌に基づき、代表取締役、業務執行取締役および執行役員に業務の執行を委任する。
- (4) 代表取締役は、執行責任者として目標達成に向けた業務執行取締役および執行役員の職務の執行を統括する。また、業務執行取締役および執行役員は、担当領域の具体的な目標を決定するとともに効率的な業務執行体制を構築する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団（以下、当社グループという。）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ・当社は子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求める。

- ・当社は子会社に、子会社の営業成績、財政状態その他の重要な情報について報告を求める。また、必要に応じて、当社の取締役会に子会社の取締役または従業員が出席することを求める。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社は、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営を期する。
  - ・当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会非設置会社の選任や執行役員制度の導入を認めるなど、子会社の指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する体制を構築させる。
- (4) 子会社の取締役等および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・当社は子会社に、その役員および従業員が「コンプライアンス基本方針」、「株式会社バッファローコンプライアンスコード」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築させる。
  - ・当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させる。
  - ・当社は子会社に、内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる。
  - ・当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために設置した「内部通告制度」を利用する体制を構築させる。
- (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ・当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。
  - ・当社の監査等委員会および内部監査部門は、子会社の業務の適正性について調査する。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助するため、専任の従業員を置くことができる。従業員の人数、人選等については、監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）が協議して決定する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の指揮・命令に服する。人事考課は監査等委員会が行い、人事異動、処遇については、監査等委員会と取締役（監査等委員である取締役を除く。）が協議する。
- (2) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。

⑧ 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員が監査等委員会に報告するための体制
  - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じて監査等委員会に定期的に報告を行うほか、必要の都度、遅滞なく報告する。
  - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合、または監査等委員会が当社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
  - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
- (2) 子会社の取締役、監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
  - ・子会社の役員および従業員は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ・子会社の役員および従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、または「内部通告制度」に基づく通報を行う。
  - ・当社内部監査部門、総務部等は、定期的に当社監査等委員会に対する報告会を実施し、子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

- ・「内部通告制度」における企業倫理責任者は、当社グループの役員および従業員からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員会および取締役会に対して報告する。

⑨ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

⑩ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑪ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会の監査機能の向上のため、監査等委員である取締役の選任にあたっては、専門性のみならず独立性を考慮する。
- (2) 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門および当社グループの監査役等と、情報・意見交換等を行うための会合を定期的に行い、緊密な連携を図る。
- (3) 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監査および監査体制の整備のため、代表取締役と定期的に行い、緊密な連携を図る。
- (4) 監査等委員会は、職務の遂行にあたり必要な場合には、弁護士または公認会計士等の外部専門家との連携を図る。

## [業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当社の取締役会が定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

・取締役会は、当事業年度17回（毎月1回以上）開催し、経営上の重要な意思決定を行いました。特に経営上のリスクの識別及び分析等を実施し、その対応策について重点的に協議を行いました。また、取締役会では、決議事項の審議及び業務執行状況の報告において、社外役員を交えた意見交換がなされており、監視・監督の機能を高めております。

・監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（内、社外取締役2名）で構成され、当事業年度12回（毎月1回以上）開催いたしました。監査等委員会と内部監査室とは定期的に会合を行い、内部監査方針、内部監査計画及び内部監査報告書、改善指示書、改善状況報告書等の内容を参考に意見交換を行う等、効率的かつ適正な監査に努めました。また、監査等委員会と会計監査人は必要の都度相互に意見交換を行い、監査報告会等において情報の共有化と問題点について認識の一致を図り、監査の効率性・有効性を高めております。なお、各監査等委員は、経営の健全性を向上させるために取締役会において主にコンプライアンスに関する質問や意見を述べたほか、必要に応じて社内の重要会議に出席して助言・提言を行い、重要な決裁書類等の閲覧・ヒアリングを行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は経営基盤の充実と財務体質の強化を通じて企業価値の向上を図るとともに、株主の皆さまへ安定した利益還元を継続することを基本方針としております。剰余金の配当につきましては、このような方針のもと、業績の進展状況及び将来の事業拡大に対する資金需要を総合的に勘案しながら実施しております。

また、当社は、本年4月に創立35周年を迎えることとなりました。これもひとえに株主の皆さまをはじめ、関係各位のご支援の賜物と心より御礼申しあげます。当事業年度末の配当金につきましては、株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするため、1株当たり普通配当15円に創立35周年記念配当5円を加えた計20円といたします。中間配当金15円と合わせ、年間配当金は35円となります。

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部                 |                  |
|--------------------|------------------|-------------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                     | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>2,987,744</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>880,319</b>   |
| 現 金 及 び 預 金        | 1,172,161        | 買 掛 金                   | 180,394          |
| 売 掛 金              | 384,335          | 1年内返済予定の長期借入金           | 154,376          |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金  | 2,400            | リ ー ス 債 務               | 32,848           |
| 商 品                | 1,045,290        | 未 払 金                   | 76,762           |
| 前 払 費 用            | 97,679           | 未 払 費 用                 | 58,034           |
| 繰 延 税 金 資 産        | 128,309          | 未 払 法 人 税 等             | 114,043          |
| 未 収 入 金            | 153,115          | 前 受 金                   | 45,429           |
| そ の 他              | 4,451            | 預 り 金                   | 14,235           |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>3,223,990</b> | 前 受 収 益                 | 38,554           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>1,919,738</b> | 賞 与 引 当 金               | 104,820          |
| 建 物                | 832,869          | ポ イ ン ト 引 当 金           | 37,300           |
| 構 築 物              | 147,551          | そ の 他                   | 23,520           |
| 機 械 及 び 装 置        | 88,001           | <b>固 定 負 債</b>          | <b>972,108</b>   |
| 車 両 運 搬 具          | 2,994            | 長 期 借 入 金               | 418,236          |
| 工具、器具及び備品          | 55,971           | リ ー ス 債 務               | 92,909           |
| 土 地                | 686,694          | 退 職 給 付 引 当 金           | 371,450          |
| リ ー ス 資 産          | 105,654          | 資 産 除 去 債 務             | 79,159           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>5,536</b>     | そ の 他                   | 10,353           |
| そ の 他              | 5,536            | <b>負 債 合 計</b>          | <b>1,852,428</b> |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,298,716</b> | <b>純 資 産 の 部</b>        |                  |
| 関 係 会 社 株 式        | 17,478           | 株 主 資 本                 | 4,359,171        |
| 関係会社長期貸付金          | 23,600           | 資 本 金                   | 510,506          |
| 長 期 前 払 費 用        | 101,408          | 資 本 剰 余 金               | 485,244          |
| 繰 延 税 金 資 産        | 241,668          | 資 本 準 備 金               | 485,244          |
| 差 入 保 証 金          | 899,893          | 利 益 剰 余 金               | 3,363,537        |
| そ の 他              | 14,667           | 利 益 準 備 金               | 35,575           |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>6,211,734</b> | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 3,327,962        |
|                    |                  | 別 途 積 立 金               | 3,200,000        |
|                    |                  | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 127,962          |
|                    |                  | 自 己 株 式                 | △117             |
|                    |                  | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 134              |
|                    |                  | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 134              |
|                    |                  | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>4,359,306</b> |
|                    |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>6,211,734</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 8,556,275 |
| 売 上 原 価                 | 4,394,450 |
| 売 上 総 利 益               | 4,161,825 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 3,978,233 |
| 営 業 利 益                 | 183,592   |
| 営 業 外 収 益               | 62,384    |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 10,593    |
| 受 取 手 数 料               | 13,528    |
| 受 取 協 賛 金 等             | 18,346    |
| そ の 他                   | 19,915    |
| 営 業 外 費 用               | 9,286     |
| 支 払 利 息                 | 5,170     |
| 店 舗 復 旧 費 用             | 1,139     |
| そ の 他                   | 2,976     |
| 経 常 利 益                 | 236,689   |
| 特 別 損 失                 | 249,700   |
| 減 損 損 失                 | 249,700   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         | 13,011    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 104,891   |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △100,466  |
| 当 期 純 損 失               | 17,435    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |         |           |                 |          |           |
|-------------------------|---------|-----------|---------|-----------|-----------------|----------|-----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |         | 利 益 剰 余 金 |                 |          |           |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金合計 | 利益準備金     | そ の 他 利 益 剰 余 金 |          | 利益剰余金合計   |
|                         |         |           |         |           | 別途積立金           | 繰越利益剰余金  |           |
| 当 期 首 残 高               | 510,506 | 485,244   | 485,244 | 35,575    | 3,100,000       | 307,241  | 3,442,816 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |         |           |                 |          |           |
| 別途積立金の積立                |         |           |         |           | 100,000         | △100,000 | —         |
| 剰余金の配当                  |         |           |         |           |                 | △61,843  | △61,843   |
| 当 期 純 損 失               |         |           |         |           |                 | △17,435  | △17,435   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |           |         |           |                 |          |           |
| 当期変動額合計                 | —       | —         | —       | —         | 100,000         | △179,279 | △79,279   |
| 当 期 末 残 高               | 510,506 | 485,244   | 485,244 | 35,575    | 3,200,000       | 127,962  | 3,363,537 |

|                         | 株 主 資 本 |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |            | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|---------|-------------|-----------------|------------|-----------|
|                         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 | その他有価証券評価差額金    | 評価・換算差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | △117    | 4,438,451   | 392             | 392        | 4,438,844 |
| 当 期 変 動 額               |         |             |                 |            |           |
| 別途積立金の積立                |         | —           |                 |            | —         |
| 剰余金の配当                  |         | △61,843     |                 |            | △61,843   |
| 当 期 純 損 失               |         | △17,435     |                 |            | △17,435   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |             | △258            | △258       | △258      |
| 当期変動額合計                 | —       | △79,279     | △258            | △258       | △79,538   |
| 当 期 末 残 高               | △117    | 4,359,171   | 134             | 134        | 4,359,306 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、事業用定期借地契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地期間とし、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 3～47年  |
| 構築物       | 10～20年 |
| 機械及び装置    | 2～15年  |
| 車両運搬具     | 2～6年   |
| 工具、器具及び備品 | 2～20年  |

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、事業用定期借地権については、契約年数を基準とした定額法によっております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- |           |                                                                                    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ② 賞与引当金   | 従業員への賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。                                   |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員への退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |
| ④ ポイント引当金 | 顧客に付与されたポイントの使用による売上値引発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。                  |
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- |           |               |
|-----------|---------------|
| 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |
|-----------|---------------|
- (5) 追加情報
- |                         |                                                                    |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用 | 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。 |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------|

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益及び経常利益はそれぞれ5,553千円増加、また税引前当期純損失は5,553千円減少しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額  | 1,520,909千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務 |             |
| ① 短期金銭債権            | 12,296千円    |
| ② 短期金銭債務            | 162,609千円   |
| ③ 長期金銭債権            | 417,827千円   |

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 仕入高        | 4,052,461千円 |
| ② その他の営業取引高  | 344,992千円   |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 20,171千円    |

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 2,061,600株  | 一株         | 一株         | 2,061,600株 |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 137株        | 一株         | 一株         | 137株       |

### (3) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

イ. 平成28年6月17日開催の第34期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 30,921千円
- ・ 1株当たり配当金額 15円
- ・ 基準日 平成28年3月31日
- ・ 効力発生日 平成28年6月20日

ロ. 平成28年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 30,921千円
- ・ 1株当たり配当金額 15円
- ・ 基準日 平成28年9月30日
- ・ 効力発生日 平成28年12月1日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの  
平成29年6月23日開催の第35期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 41,229千円
- ・ 1株当たり配当金額 20円（普通配当15円、創立35周年記念配当5円）
- ・ 配当金の原資 利益剰余金
- ・ 基準日 平成29年3月31日
- ・ 効力発生日 平成29年6月26日

### (4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

(単位：千円)

### ① 流動の部

繰延税金資産

|              |        |
|--------------|--------|
| 賞与引当金        | 32,169 |
| たな卸資産仕入割戻配賦額 | 43,149 |
| たな卸資産評価損     | 23,141 |
| ポイント引当金      | 11,376 |
| 未払事業税        | 8,153  |
| 未払費用         | 4,777  |
| その他          | 5,541  |

|          |         |
|----------|---------|
| 繰延税金資産合計 | 128,309 |
|----------|---------|

### ② 固定の部

繰延税金資産

|         |         |
|---------|---------|
| 退職給付引当金 | 113,292 |
| 減損損失    | 76,193  |
| 資産除去債務  | 21,126  |
| 減価償却費   | 18,665  |
| その他     | 17,640  |

|          |         |
|----------|---------|
| 繰延税金資産合計 | 246,917 |
|----------|---------|

繰延税金負債

|              |        |
|--------------|--------|
| 資産除去債務に対する資産 | △5,190 |
| その他          | △58    |

|          |        |
|----------|--------|
| 繰延税金負債合計 | △5,249 |
|----------|--------|

|              |         |
|--------------|---------|
| 差引：繰延税金資産の純額 | 241,668 |
|--------------|---------|

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

|      |             |
|------|-------------|
| 1 年内 | 445,018千円   |
| 1 年超 | 3,103,494千円 |
| 合計   | 3,548,512千円 |

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。なお、デリバティブ取引及び投機的な取引は基本的に行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主に相手先がローン及びクレジット会社であります。

差入保証金は、主に当社の事業所の賃借に係るものであります。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年2ヶ月であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### ア. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、経理部において取引先毎に期日及び残高を管理しております。

##### イ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

##### ウ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2参照）。

|                       | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)     | 差額 (千円) |
|-----------------------|------------------|-------------|---------|
| (1) 現金及び預金            | 1, 172, 161      | 1, 172, 161 | —       |
| (2) 売掛金               | 384, 335         | 384, 335    | —       |
| (3) 差入保証金             |                  |             |         |
| 敷金及び保証金               | 884, 393         | 963, 361    | 78, 967 |
| 資産合計                  | 2, 440, 890      | 2, 519, 858 | 78, 967 |
| (1) 買掛金               | 180, 394         | 180, 394    | —       |
| (2) 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 154, 376         | 155, 863    | 1, 487  |
| (3) 長期借入金             | 418, 236         | 415, 849    | △2, 386 |
| 負債合計                  | 753, 006         | 752, 108    | △898    |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金

買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(3) 長期借入金

これらの時価は、元利金合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分       | 貸借対照表計上額（千円） |
|----------|--------------|
| F C加盟保証金 | 15,500       |

F C加盟保証金については、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 差入保証金」には含めておりません。

3. 金融債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|                      | 1年以内<br>(千円) | 1年超5年以内<br>(千円) | 5年超10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|----------------------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| (1) 現金及び預金           | 1,172,161    | —               | —                | —            |
| (2) 売掛金              | 384,335      | —               | —                | —            |
| (3) 差入保証金<br>敷金及び保証金 | 93,292       | 345,462         | 338,877          | 198,363      |
| 合計                   | 1,649,790    | 345,462         | 338,877          | 198,363      |

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

|                       | 1年以内<br>(千円) | 1年超2年<br>以内<br>(千円) | 2年超3年<br>以内<br>(千円) | 3年超4年<br>以内<br>(千円) | 4年超5年<br>以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-----------------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| (1) 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 154,376      | —                   | —                   | —                   | —                   | —           |
| (2) 長期借入金             | —            | 138,048             | 116,708             | 79,580              | 46,260              | 37,640      |
| 合計                    | 154,376      | 138,048             | 116,708             | 79,580              | 46,260              | 37,640      |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

| 種 類          | 会 社 名 等 称     | 議決権等の所有(被所有)割合   | 関 連 当 事 者 と の 関 係 | 取引の内容          | 取 引 金 額<br>(千円) | 科 目                        | 期 末 残 高<br>(千円)             |
|--------------|---------------|------------------|-------------------|----------------|-----------------|----------------------------|-----------------------------|
| その他の<br>関係会社 | (株)オートバックスセブン | (被所有)直接<br>24.2% | 商品の仕入先            | 商品の仕入<br>(注1)  | 3,858,613       | 買掛金<br>未収入金                | 142,072<br>1,075            |
|              |               |                  | 販売協賛金の受取り         | 受取協賛金等<br>(注2) | 8,551           | 未収入金                       | 7,703                       |
|              |               |                  | 土地建物の賃借           | 賃借料の支払<br>(注3) | 161,909         | 前払費用<br>長期前払<br>費<br>差入保証金 | 14,542<br>62,210<br>378,727 |

(注) 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 商品の仕入については、他のフランチャイジーと同様の条件であります。

2. 販促企画等に基づき、期首において取引条件を決定、又は、期中における条件交渉により決定しております。

3. 賃借料の支払は、近隣の取引実勢等に基づいて賃借料金額を決定しております。

### (2) 兄弟会社等

| 種 類                  | 会 社 名 等 称             | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関 連 当 事 者 と の 関 係 | 取引の内容          | 取 引 金 額<br>(千円)      | 科 目           | 期 末 残 高<br>(千円) |
|----------------------|-----------------------|----------------|-------------------|----------------|----------------------|---------------|-----------------|
| その他の<br>関係会社<br>の子会社 | (株)オートバックスフィナンシャルサービス | —              | 設備のリース            | 支払リース料<br>(注)  | 10,545               | リース債務<br>(流動) | 4,690           |
|                      |                       |                |                   | 支払利息<br>(注)    | 697                  | リース債務<br>(固定) | 11,694          |
|                      |                       |                | ローン債権の回収          | 債権回収高<br>支払手数料 | 145,773<br>6,245     | 売掛金           | 4,020           |
|                      | (株)オートバックス・マネジメントサービス | —              | クレジット債権の回収        | 債権回収高<br>支払手数料 | 4,317,293<br>101,617 | 売掛金           | 357,139         |

(注) 上記金額のうち取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) リース料については、提示された見積りを他社より入手した見積りと比較のうえ、交渉により決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 2,114円67銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 8円46銭     |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

13. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所  | 用途 | 種類  | 減損損失      |
|-----|----|-----|-----------|
| 埼玉県 | 店舗 | 建物等 | 212,873千円 |
| 東京都 | 店舗 | 建物等 | 36,827千円  |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位としてグルーピングを行っております。その結果、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（249,700千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、建物153,547千円、借地権48,420千円、リース資産16,735千円、構築物12,209千円及びその他18,787千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、零としております。

14. その他の注記

該当事項はありません。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社 バッファロー

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 井出 正 弘 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 宇治川 雄 士 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バッファローの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。尚、平成28年6月17日に開催された第34期定時株主総会におきまして当社は監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。平成28年4月1日から平成28年6月17日までの監査につきましては、監査等委員会が監査役及び監査役会が実施してきた監査内容を引き継ぎ、その方法及び結果を確認のうえ当事業年度の監査報告といたしております。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月16日

株式会社バッファロー 監査等委員会

|              |      |   |
|--------------|------|---|
| 監査等委員（常勤）    | 田村俊勝 | ㊞ |
| 監査等委員（社外取締役） | 井手秀博 | ㊞ |
| 監査等委員（社外取締役） | 山口 乾 | ㊞ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、経営基盤の充実と財務体質の強化を通じて企業価値の向上を図るとともに、株主の皆さまへ安定した利益還元を継続することを基本方針としております。

また、当社は、平成29年4月に創立35周年を迎えました。つきましては、これまでの株主の皆さまのご支援にお応えするため、普通配当15円に創立35周年記念配当5円を加え、当期の期末配当は1株につき20円とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

(普通配当15円、創立35周年記念配当5円)

配当総額 41,229,260円

なお、中間配当金として15円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は35円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月26日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生ずるものいたします。

（下線部は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                          | 変 更 案                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （目的）<br>第2条 （条文省略）<br>1. ～15. （条文省略）<br>（新 設）<br>（新 設）<br><u>16. ～17.</u> （条文省略） | （目的）<br>第2条 （現行どおり）<br>1. ～15. （現行どおり）<br><u>16. 生命保険代理店業務</u><br><u>17. コインランドリー運營業務</u><br><u>18. ～19.</u> （現行どおり） |

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>の株式の数 |
|------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 1          | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )<br>坂 本 裕 二<br>(昭和35年11月8日生)  | 昭和62年10月 (財)東京タクシー近代化センター（現 公益財団法人東京タクシーセンター）入所<br>昭和63年5月 当社入社<br>平成2年4月 総店長就任<br>平成3年6月 取締役総店長就任<br>平成11年6月 専務取締役就任<br>平成12年3月 代表取締役社長就任<br>平成19年6月 代表取締役社長兼執行役員最高経営責任者就任<br>平成23年4月 代表取締役社長兼執行役員営業本部長就任（現任） | 196,900株        |
| 2          | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )<br>日 下 部 直 喜<br>(昭和41年1月7日生) | 昭和63年4月 (株)オートバックスセブン入社<br>平成10年7月 (株)オートバックス・マネジメントサービス入社<br>平成15年2月 当社入社<br>平成15年6月 取締役管理部長就任<br>平成17年6月 取締役管理本部長就任<br>平成19年6月 取締役兼執行役員管理本部長就任（現任）                                                           | 4,400株          |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                 | 所有する当社<br>の 株 式 の 数 |
|------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 3          | たか やま ゆう き<br>高 山 勇 喜<br>(昭和28年1月28日生) | 昭和50年4月 (株)太陽神戸銀行(現 (株)三井住友銀行) 入行<br>平成8年6月 同行本庄支店長就任<br>平成12年10月 同行甲府法人営業部長就任<br>平成17年6月 当社入社 管理本部総務部長就任<br>平成18年7月 執行役員管理本部総務部長就任<br>平成20年6月 取締役兼管理本部総務部長就任<br>平成22年6月 取締役兼執行役員経営企画室長兼管理本部総務部長就任(現任) | 2,900株              |
| 4          | まち だ あきら<br>町 田 明<br>(昭和46年12月31日生)    | 平成6年9月 当社入社<br>平成18年7月 執行役員営業本部総店長就任<br>平成19年6月 執行役員営業本部副本部長就任<br>平成20年3月 執行役員営業本部長就任<br>平成22年6月 取締役兼執行役員営業本部長就任<br>平成23年4月 取締役兼執行役員南エリア営業部長就任(現任)                                                     | 11,700株             |
| 5          | まきの ひろ あき<br>牧 野 博 章<br>(昭和50年3月27日生)  | 平成9年4月 当社入社<br>平成19年7月 執行役員営業本部副本部長就任<br>平成23年4月 執行役員北エリア営業部長就任<br>平成23年6月 取締役兼執行役員北エリア営業部長就任(現任)                                                                                                      | 5,600株              |

(注) 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬額等及び内容の決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額については、平成28年6月17日開催の第34期定時株主総会において、年額135百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認頂いておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」という。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。監査等委員会において、本議案について検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額20百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分は取締役会にて決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役0名）であり、第3号議案が承認可決されますと、5名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、大要以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとし（本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式を、以下「本株式」という。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本株式の払込期日から3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定めた期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間中継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の満了をもって譲渡制限を解除する。

(3) 無償取得事由

① 対象取締役が、本譲渡制限期間の満了日までに、当社及び当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合（死亡により退任又は退職した場合を含む。）、当社は本株式の全部を無償で取得する。

② その他の無償取得事由は、当社の取締役会に基づき、本割当契約に定めるところによる。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始から当該承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合には、当社の執行役員及び一部の従業員に対しても上記と同内容の制度を導入する予定であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

# 株主総会会場ご案内図

会場：埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号

浦和ロイヤルパインズホテル 3階（プラチナルーム）

TEL 048-827-1111



交通 JR 京浜東北線、JR 高崎・宇都宮線、JR 湘南新宿ライン  
 JR 浦和駅 西口より 徒歩約 7 分  
 〃 アトレ北口（Suica 専用改札口）より 徒歩約 5 分